

監事監査報告書

令和 3年 5月 21日

社会福祉法人 菜の花会
理事長 石木 一行 殿

監事

嶋

賢治



私たち監事は、社会福祉法人菜の花会の 令和 2年 4月 1日 から
令和 3年 3月 31日 までの事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び
財産の状況について監査をしました。

監査の結果、私達監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上の通りであることを報告いたします。

監事監査報告書

令和 3年 5月 27日

社会福祉法人 菜の花会

理事長 石木 一行 殿

監事 三村 豪 

私たち監事は、社会福祉法人菜の花会の 令和 2年 4月 1日 から
令和 3年 3月 31日 までの事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び
財産の状況について監査をしました。

監査の結果、私達監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、菜の花会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上の通りであることを報告いたします。